

協進レター66号

平成23年6月25日

梅雨のさなかのお仕事ごくろうさまです。蒸し暑かったり雨だったり、鬱とおしく感じることもあろうかと思いますが、お客様には快適な移動空間を提供することに努めて下さい。ありがとうございます。水分補給と食中毒には注意が必要な季節です。健康の維持増進には、人一倍の配慮をしていただいで、元気にお仕事よろしくお祈いします。

さて、タクシー特別措置法における「特別特定地域に係るタクシー事業適正化・活性化協議会」という会議があります。この会議について要訳してお知らせします。

まず、「特別特定地域」とは、運輸行政が定めた基準で「タクシーが供給過剰であるので、これ以上の増車・新規事業者の参入を限りなく認めない地域に指定する」ということで、我が京葉交通圏はこの指定を受けた地域です。東京を含めて全国多くの人口密集地域がこの指定を受けています。

次に「適正化」ですが、「供給過多が原因で様々な社会問題を起こしているので、需給バランスがとれた適正車両数にしましょう」と、減車策を推進しようということなのです。

そして「活性化」は、「供給過多を抑える減車策ばかりではなく、需要増を目途に活性化策も併せて考えていきましょう」という会議です。

タクシー事業を公共交通の担い手と考えて協議をする場ですから、運輸行政の立場、各市の交通行政の立場、労働行政の立場、交通警察の立場、事業者の立場、労働者の立場、他の公共交通機関の立場、一般市民の立場、利用者の立場をそれぞれ代表した方々が構成委員となって協議しています。

それでは、具体的にどんな協議がされてきたのかを整理して列記することにします。

1. タクシーは生活やビジネスに欠かすことのできない公共交通機関として、今後も重要な役割を担うものであることは、全ての委員の方々

が共通認識としてお持ちです。

2. タクシー需要が長期的に需要減少傾向であること、規制緩和によるタクシー事業者及び車両数の増加が輸送実績の悪化を増幅し、運転者の労働条件を低下させ、事故・苦情は減少傾向にはあるものの依然高止まり状態、主要駅や繁華街等での客待ちタクシーによる交通渋滞問題他の現況についても認識を共有しています。

3. 「それでは、どのような解決策が考えられるのか」ということを、協議会で地域計画を策定し、各社において取り組み目標を関東運輸局長に特定事業計画として申請し、認められたその計画を実行していきましようということを決し、22年度中に取り組みできました。

なお、太字で記載したものは、当社において、または所属する団体等ですすでに取り組みでいるものです。

<地域計画の内容>

①供給過剰状態を解消するために、事業者同士の協調をもって減車をしていきましょう。交通圏内1,250両～1,400両が適正（関東運輸局が公表した適正車両数）です。

②タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

- ・禁煙タクシーに関する指導、教育の再徹底
- ・割引運賃制度の導入
- ・さわやかタクシー運動の充実、拡大
- ・乗務員の服装の整備、点検
- ・輸送サービスのホームページへの広報、拡充
- ・苦情処理マニュアル作成
- ・関係法令等に関する自主点検表の作成と点検の実施
- ・地理教育の徹底
- ・顧客満足度調査の実施と改善状況の把握
- ・目的地登録サービスの導入
- ・サービス向上の為の教育、研修の充実
- ・早朝予約の積極受注の推進
- ・短距離・ワンメーターを歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼び掛ける利用者へのPR
- ・電子マネー、クレジットカード、ICカード決済機の導入
- ・デジタルGPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車
- ・GPS技術を利用した車両滞留防止への取り組み
- ・ハイグレード車導入
- ・チャイルドシートの導入
- ・ジャンボタクシーの導入
- ・ETCの導入
- ・ウェルキャブ車両の導入

・カーナビの導入 ・自社乗り場の設置運営
・車内における通訳サービスの提供 ・ユニバーサルデザイン車両導入促進 ・福祉タクシーの運行 ・介護タクシーの運行 ・子育てタクシーの運行 ・妊婦支援タクシーの運行 ・ケア輸送サービス従事者研修の受講促進 ・ランク評価制の導入に係る調査の実施 ・マスターズ制度の充実及び参加の促進 ・自社 WEB サイトの開設 ・優良運転者推薦制度の促進

③ 安全性の維持・向上

・ドライブレコーダーの導入 ・デジタルタコグラフの導入 ・これらを使った安全性の維持及び向上の為の教育 ・アルコールチェッカーの導入 ・運輸安全マネジメント講習の受講 ・安全運転講習会の受講 ・運転者適正診断の受診促進 ・交通事故ゼロ運動等の実施
・セーフティードライバーコンテストの参加
・シートベルト着用の指導徹底 ・事故防止コンテストの導入 ・タクシー運転者登録センター運転者記録証明書、タク特法タクシー運転者登録システムによる業務経歴証明書の確認の徹底 ・緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育

④ 環境問題への貢献

・ハイブリッド車、EV 車等低公害車の導入
・アイドリングストップ車の導入 ・エコドライブ運動の推進 ・グリーン経営認証の取得

⑤ 交通問題・都市問題の改善

・主要タクシー乗り場等の街頭指導の推進
・タクシー乗り場及び周辺における美化の推進
・交通過疎地におけるデマンドタクシーの運行
・サテライトシステムによる客待ちタクシーによる渋滞解消

⑥ 総合交通ネットワークの一員としての機能向上

・Suika, Pasma 等 IC カードの利用可能なタクシーの拡大による他の交通機関との連携
・他の公共交通機関の輸送障害時における代替輸送の連携強化
・主要タクシー乗り場における誘導案内表示の充実

⑦ 観光立国実現に向けての取り組み

・観光タクシーの運行 ・観光ルート別運賃の設定 ・観光タクシー乗務員講習会の実施
・車内における通訳サービスの提供 ・外国語指さしシートの作成、携行 ・接客サービス講習会の実施 ・タクシーを利用した旅行商品

⑧ 防災・防犯対策への貢献

・都市部における防災・防犯への協力
・こども 110 番への協力

⑨ タクシー運転者の労働条件悪化の防止、改善

・賃金制度、乗務員の負担金制度の見直し
・デジタルタコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮 ・一乗務が長時間労働にならないよう改善 ・嘱託、定時制運転者の上限年齢性の導入 ・若年労働者の積極的な雇用促進 ・健康診断の充実 ・防犯訓練の実施 ・ドライブレコーダー、防犯カメラの導入 防犯仕切板の導入 ・洗車機の導入

⑩ 事業経営の活性化、効率化

・1 両あたりの生産性の向上 ・乗務員(資本)の効率的な配置 ・デジタル式 GPS-AVM 無線を活用した効率的な配車 ・共同配車センター ・車両、燃料、部品の共同購入等による経費圧縮

以上が協議会で決定した事業計画で、各社それぞれが一年間取り組んだこととなります。

この中でも適正化の減車については、運輸行政から「協調減車を行った事業者には監査猶予や行政処分点数の減免等のインセンティブを与え、行わなかった事業者には、厳しい監査を実施し、行政処分点数については 2 倍付けする」といった通達がされています。その結果、京葉交通圏内の車両数は減車実施前 1,640 両、減車実施後は 1,510 両と、適正とされる車両数まで減車できていません。すなわち供給過剰の状態は、改善していないと言えます。

私が主張している意見ですが、協調減車にインセンティブを認めるなら、これだけ活性化に努力している事業者のインセンティブも認めて欲しい。そうでなければ全社一斉に監査して、コンプライアンスがなおざりにされている事業者を厳しく処分すべきだ。それが、適正化、活性化だと考えています。